

介護老人福祉施設重要事項説明書

社会福祉法人 白 寿 院

1. 施設サービスの相談

担 当 者：入退所や生活全般に関する相談は〔生活相談員〕が応対します。
介護に関する相談は〔担当介護職員〕が応対します。
健康や病気に関する相談は〔看護職員〕が応対し、嘱託医の指示を受けます。
ケアプラン(施設サービス計画)の立案は〔ケアマネジャー〕が応対します
受付時間：月～金曜日は、午前9時～午後5時（土曜日は、午前9時～12時）

2. 施設サービスの概要

名 称：新田塚ハウス 電話番号：(0776)59-1800 番
所 在 地：福井市江上町55号5番地 郵便番号：910-3113
指定番号：1870100466〔介護老人福祉施設〕
設 備 等：サービスに関わる主な共用施設、設備は次のとおりです。
入所定員 …………… 150名 スタッフ(介護・看護)室 4ヶ所
個室 …………… 148室 面談室 …………… 5ヶ所
特室 …………… 2室 静養・医務室…………… 1ヶ所
食堂・機能訓練 …… 3ヶ所 便所 …………… 21ヶ所
機械浴 …………… 3基 エレベーター …………… 3基
普通浴(個浴) …… 3ヶ所 非常階段(各階)…………… 6ヶ所
職員体制：サービスに従事する職種、職員数及び業務は次のとおりです。
嘱託医(内科・精神科) 2名 医学的管理
生活相談員 …… 2名 生活全般
ケアマネジャー(兼務) 6名以上 ケアプラン立案(変更)・認定調査
介護職員 …… 54名以上 介護全般
看護職員 …… 6名以上 健康全般
機能訓練指導員…………… 2名 機能維持
管理栄養士 …… 1名 給食管理
調理員 …… 業務委託 炊事全般
勤務体制：利用者と介護及び看護職員の比率は3：1の基準を上回った配置です。
原則として、看護職員は夜間勤務をいたしません、電話連絡及び緊急時呼び出し体制をとっています。
通常の間時間帯 8:45～17:30 夜勤の間時間帯 16:30～ 9:00
早出の間時間帯 6:30～15:15 遅出の間時間帯 10:15～19:00
事務の間時間帯 8:30～17:15(平日)
8:30～12:30(土曜)

協力病院：福井総合病院(0776-59-1300番) 福井総合クリニック(0776-21-1300番)です。
空床利用：入院(外泊)中で空室でも、居室が利用者のために確保されている場合は、引き続き居住費を負担していただきます。ただ、この間に短期入所で利用することがあれば、居住費はいただきません。

3. 提供できるサービス内容

ケアプランの立案(変更)、実行以外は〔契約書別紙〕に明記したとおりです。

4. 入所と退所の手続き

入所手続：(1)電話か直接施設に来て〔生活相談員〕と面談の上、別紙〔入所申込書〕に所定事項を記入していただき、〔入所判定委員会〕で入所順を決定します。
(2)定員に満たない時に、入所判定順に入所できます。
(3)入所の際に〔入所契約書〕を取り交わすことになります。
(4)他の介護保険施設から入所する時、あるいは居宅介護支援事業所を利用している時は、事前に知らせていただきます。

退所手続：(1)利用料金の支払い催告に応じない時は、退所となります。
(2)3ヶ月以内に退院できる見込みがない時、入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった時は、退所となります。
(3)職員や他の利用者に対して、背信行為を行った時は、退所となります。
(4)要介護認定の更新で非該当(自立又は要支援)と認定された時は、一定期間の後退所となります。
(5)他の介護保険施設に入所する時、家庭復帰した時は、退所となります。
(6)死亡した時、退所となります。
(7)退所の時は、残留物や金銭等全て、家族等に引き取っていただきます。

5. 入所時や入所中に守っていただきたい事項

準 備 品：入所前に確認の上、日常生活に必要な、次のものを準備していただきます。
(1)本人が使い慣れている、車椅子・老人車・補聴器など。
(2)上着や衣類(肌着・パジャマなど)は、施設の整理ダンスに納められる分。尚、季節ごとの入れ替えは、家族となります。
(3)衣類は各5組程。タオルは5枚程、大きめのタオルを3枚程。
(4)歯ブラシとコップ・整容のクシか髪ブラシ・電動ひげそり(男)など。
(5)卓上テレビ(20インチ以下)や携帯ラジオなど娯楽に適するもの。
(6)寝具類は、施設用ですが、夏季のタオルケット、冬季の電気掛け毛布。
但し、電気敷き毛布は、介護に支障があり持ち込まないでください。
(7)個別の消耗品(箱ティッシュ・練り歯みがき・義歯洗浄剤など)

私 物：(1)私物で、不要不急のもの(携帯電話など)は持ち込まないでください。
尚、破損しても当施設では責任を負いかねます。
(2)私物の衣類やタオル類は、施設内でまとめて洗濯しますので、必ず布製の名札を縫い付けるか、油性の黒マジックで氏名を書くようにねがいます。
(3)生活が永くなると、身の回り品など私物が多くなってきますが、常時必要でない品は家庭で保管していただきます。

面 会：(1)面会時間は、緊急以外は、午前9時から午後8時までとなっています。
(2)面会の時に、利用者に「何か食物を…」と思われるでしょうが、身体の状態によって飲み込みが悪く、喉につまる方もいれば、胃腸が弱くて消化不良を起こす方もいます。食物や飲み物の持ち込みの際は、必ず担当介護職員に相談ねがいます。

外出外泊：(1)外出(外泊)を希望する利用者の家族は、スタッフ室に備え付けの〔外出・外泊簿〕に所定事項を記入し、担当介護職員に申し出ていただきます。尚、外出は緊急以外午前9時30分以降にねがいます。

順守事項：(1)施設の定めた生活日課、医学的管理上必要な指示に従ってください。
(2)暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為や言動をしないでください。
(3)衛生、風紀、管理上支障のあるものを施設内に持ち込まないでください。
(4)火災、盗難の防止に努めてください。
(5)多額の現金、有価証券、貴金属類は、原則として持ち込まないでください。
(6)建物や設備を故意に破損しないでください。
(7)施設サービス内容について事実と相違することを故意に言いふらさないでください。
(8)その他管理者が、管理上支障があると認めた事項は守ってください。

6. サービス提供上で必要な対応方法

緊 急 時：心身状態の異変や容態急変の時は、別紙〔家族等連絡先一覧〕によって家族等に連絡すると共に、医療機関(福井総合病院・福井総合クリニック)との対応をすることになり、家族等の早急な判断が必要となります。

終 末 期：人生の終末期には、特別な介護(看取り)が必要となります。
その際は、施設療養か入院治療か、利用者や家族等と嘱託医による話し合いを行います。
特別な介護の場合に、一時的に家族付添いをお願いすることがあります。詳しくは、別紙〔看取りに関する指針〕を参照ねがいます。

- 8 -